

利用上の注意

1. 本調査は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に掲げる以下の産業^{※1}に属するものを除く法人企業を集計対象としている。

- ①「大分類 A－農業，林業」
- ②「大分類 B－漁業」
- ③「大分類 C－鉱業，採石業，砂利採取業」
- ④「大分類 D－建設業」
- ⑤「大分類 N－生活関連サービス業，娯楽業」のうち、「小分類 792－家事サービス業」
- ⑥「大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類 93－政治・経済・文化団体」、「中分類 94－宗教」及び「中分類 96－外国公務」
- ⑦「大分類 S－公務（他に分類されるものを除く）」

※1 各企業等及び事業所は、企業全体又は事業所全体の主な事業の種類により、企業単位、事業所単位で一つの産業に分類される（企業産業分類、事業所産業分類）。

本調査においては、企業産業分類又は事業所産業分類ごとに区分した集計を行っており、集計区分における産業分類は、企業等に関する集計においては企業産業分類のことを指し、事業所に関する集計においては事業所産業分類のことを指す。

2. 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類ごとに売上高総額の 8 割を達成する範囲に含まれる法人企業を調査対象とし、全体を推計した上で結果表として集計した。

<経済構造実態調査 推計手法について>

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/kekka/pdf/suikei.pdf>

3. 事業所の売上（収入）金額等の経理事項は、企業伸び率及び産業別伸び率を加味した伸び率を過去値に乗じることで推計し、結果表として集計した。なお、一部の法人企業^{※2}の傘下事業所については、調査して得られた数値を集計した。

※2 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金2億円以上）の企業及び相互会社

<経済構造実態調査 推計手法について（事業所）>

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/kekka/pdf/suikeiJ.pdf>

4. 製造業に属する企業の一部については、同時一体的に実施した工業統計調査からデータ移送を受けている。

5. 売上（収入）金額等の経理事項は 2019 年（令和元年）1 年間、それ以外の事項は 2020 年（令和 2 年）6 月 1 日現在の数値である。

6. 売上（収入）金額は、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

7. 結果数値は表章単位未満を四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。なお、比率は小数点以下第2位で四捨五入した。
8. 四捨五入により表章単位未満となった場合は「0」で表章している。また、該当数字がないものや分母が0のため計算できないものなどは「-」とした。なお、統計表の構成上、報告を不要としている項目が表示される場合、その箇所を「...」としている。
9. 「X」は、集計対象となる企業等の数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象数が3以上の企業等に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が1又は2の企業等の数値が判明する箇所は、併せて「X」とした。